

手続説明書

(上水)

指定給水装置工事事業者証の取扱い

1 書換え

記載されている事項に変更があったときは、指定給水装置工事事業者証の書換えが必要です。変更の届出をするときに、併せて指定給水装置工事事業者証を提出してください。

2 再交付の申請

指定給水装置工事事業者証を破り、汚し、又は失ったときは、速やかに、その再交付を受ける必要があります。

提出書類
<input type="checkbox"/> 指定給水装置工事事業者証再交付申請書（様式第4）
<input type="checkbox"/> 破れ、又は汚れた指定給水装置工事事業者証

3 返納

次のいずれかに該当するときは、指定給水装置工事事業者証の返納が必要です。

- ・再交付を受けた後に、失った指定給水装置工事事業者証を発見したとき。
- ・給水装置工事の事業を廃止し、又は休止したとき。
- ・指定の取消し又は指定の効力の停止の処分を受けたとき。

4 その他

- ・指定給水装置工事事業者証の発行及び再発行に係る手数料は、徴収していません。